



県章

山形県公報

平成27年3月24日（火）

第2632号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則……………（人 事 課）…384
- 山形県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）…385

告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…386
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）… 同
- 民有保安林の指定……………（林業振興課）… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…387
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…388
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）… 同
- 都市計画事業の変更の認可……………（ 同 ）… 同
- 同……………（下 水 道 課）… 同
- 歳入の収納の事務の委託……………（建築住宅課）…389

教育委員会関係

告 示

- 山形県指定有形文化財の指定…………… 同
- 山形県指定名勝の指定の解除…………… 同
- 山形県指定天然記念物の指定の解除……………390

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立…………… 同
- 政治団体の届出事項の異動……………392
- 政治団体の解散……………394
- 資金管理団体の指定…………… 同
- 資金管理団体の届出事項の異動……………395
- 資金管理団体の指定の取消…………… 同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則……………396

- 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則……………411
- 山形県人事委員会規則5-35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則5-36（平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料）……………同

企業局関係

規程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………414

告示

- 山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間……………同
- 山形県営駐車場の利用料金……………415

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同
- 同……………（同）…417
- 河川整備計画の変更の書類の縦覧……………（河川課）…419
- 県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課）…同
- 一般競争入札の公告……………（会計局）…422

規則

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第24号

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2中	を	33	を	34	に、	59	を	58	に、	59	を	58	に
		34		34		59		59		59		58	
		34		35		59		59		59		58	
		34		35		59		59		59		58	
		35		36		60		59		59		59	
		35		36				59		59		59	
		35		37				59		59		59	
		36		38				59		59		59	
		36		39				59		59		59	
		36		40				59		59		59	
		37		41				59		59		59	
		37		41				59		59		59	
		38		42				59		59		59	
		38		42				59		59		59	
		39		43				59		59		59	
		39		43				59		59		59	
		40		44				59		59		59	
		40		44				59		59		59	
		41		45				59		59		59	

改める。

別表第6中「6,600円」を「6,700円」に改める。

（技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則別表第2中

60
60
60
60
60
61
61
62
62
63

を

59
59
60
60
60
60
60
60
61
61
61

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

山形県宅地建物取引業法施行細則（昭和56年12月県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第12条中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、「同条第3項各号の一に該当することを証する書類及び」を削る。

第15条（見出しを含む。）中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第3号中「宅地建物取引主任者資格試験受験申込書」を「宅地建物取引士資格試験受験申込書」に、「宅地建物取引主任者資格試験を」を「宅地建物取引士資格試験を」に改め、「宅地建物取引業法第16条第3項各号の一に該当することを証する書類及び」を削り、同様式の注書第2項中「県住宅課」を「県建築住宅課」に改める。

別記様式第4号中「宅地建物取引主任者資格試験合格証書」を「宅地建物取引士資格試験合格証書」に、「宅地建物取引主任者資格試験に」を「宅地建物取引士資格試験に」に改める。

別記様式第6号中「宅地建物取引主任者証返還請求書」を「宅地建物取引士証返還請求書」に、「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

告 示

山形県告示第295号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成27年2月20日招集した山形県議会定例会は、同年3月17日閉会した。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人なでしこSHONAI 酒田市相生町一丁目6番11号	特定非営利活動法人なでしこSHONAI ドレミファさかた福祉施設いろは 酒田市上本町7番24号	居 宅 介 護	平成27. 3. 4
特定非営利活動法人なでしこSHONAI 酒田市相生町一丁目6番11号	特定非営利活動法人なでしこSHONAI ドレミファさかた福祉施設いろは 酒田市上本町7番24号	重 度 訪 問 介 護	同
医療法人社団愛陽会 東田川郡三川町大字横山字堤39番	多機能型事業所じょんぶ 東田川郡三川町大字横山字トツラ田24番地1	就 労 移 行 支 援	同 3. 10

山形県告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人工房せい 鶴岡市大山三丁目36番35号	特定非営利活動法人工房せい 鶴岡市大山三丁目36番35号	自 立 訓 練（生活訓練）	平成27. 3. 31

山形県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所
鶴岡市越沢字下峯85、86、91の1、91の3、91の4、91の16
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下峯85・91の1・91の16（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に

備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月24日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 銀山温泉線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
尾花沢市大字上柳渡戸字寺町228番1 から 同 下柳渡戸字家ノ裏59番1 まで	旧	29.7 メートル } 8.0	メートル 470
尾花沢市大字上柳渡戸字石田1666番から 同 下柳渡戸字家ノ裏59番1 まで		51.1 メートル } 11.4	メートル 260
尾花沢市大字上柳渡戸字寺町228番1 から 同 下柳渡戸字家ノ裏59番1 まで	新	29.7 メートル } 8.0	メートル 470
同 上		51.1 メートル } 8.0	メートル 438

山形県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年3月24日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田名木沢線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字芦沢字二反田原992番1 から
同 上ノ原114番1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月26日

山形県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月24日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字大滝字下足沢山国有林93林班に1 小班から 同 上まで	旧	31.8 メートル } 15.0	メートル 57
同 上	新	34.2 メートル } 15.0	同 上

山形県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月24日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大滝字下足沢山国有林93林班に1小班から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月24日

山形県告示第303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき尾花沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
尾花沢都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画公園事業
 - (2) 名 称 2・2・127号蔵王みはらしの丘1号公園
2・2・129号蔵王みはらしの丘3号公園
2・2・130号蔵王みはらしの丘4号公園
2・2・131号蔵王みはらしの丘5号公園
2・2・132号蔵王みはらしの丘6号公園
4・3・1号蔵王みはらしの丘公園
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成17年7月8日から平成32年3月31日まで

山形県告示第305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
真室川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 真室川都市計画下水道事業

- (2) 名 称 真室川町公共下水道
- 3 変更の内容
事業施行期間の延長
- 4 事業施行期間
平成10年3月3日から平成30年3月31日まで

山形県告示第306号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務
山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第25条の4の規定により指定管理者に管理を行わせる県営住宅及び駐車場の家賃及び使用料のうち滞納されたものの収納事務
- 2 受託者の名称及び住所
(1) 名 称 株式会社西王不動産
(2) 住 所 山形市桜田東四丁目9番23号
- 3 委託期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

教育委員会関係**告 示****山形県教育委員会告示第4号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成27年3月24日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

種 別	名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
建造物の部	鳥海月山両所宮随神門	1	宗教法人 鳥海月山両所宮	山形市宮町三丁目8番41号
	安国寺楼門	1	宗教法人 安国寺	山辺町大字大寺518番地

山形県教育委員会告示第5号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第32条第1項の規定により、次の山形県指定名勝の指定を解除する。

平成27年3月24日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

名 称	所 在 地	地 番	所 有 者	所 有 者 の 住 所
仲野半四郎氏庭園	天童市一日町二丁目	13番8の部分	個 人	天童市一日町

山形県教育委員会告示第6号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第32条第1項の規定により、次の山形県指定天然記念物の指定を解除する。

平成27年3月24日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
本覚寺の左右の松	1	宗教法人 本覚寺	村山市楯岡楯2番4号

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年3月24日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
清潔で責任ある市政をつくる会	我 妻 昇	小 松 忠 男	長井市十日町1-8-3	平成 26.10.9
棚井裕一後援会	棚 井 裕 一	加 藤 博 巳	上山市矢来四丁目8番1号	同 11.4
菊池大二郎同志会	菊 池 大 二 郎	菊 池 大 二 郎	村山市楯岡笛田一丁目15-50	同 11.5
大 二 郎 の 会	菊 池 大 二 郎	菊 池 大 二 郎	村山市楯岡笛田一丁目15-50	同
松田たかお後援会	松 田 孝 男	草 壁 衛	山形市寿町5番1号	同 12.12
白井たけみち後援会	石 山 憲 一	佐 藤 吉 雄	東根市大字島大堀264番地	同 12.18
すとう和幸を支援する会	須 藤 和 幸	結 城 正	村山市河島乙124-1	同 27.1.13
にとう俊後援会	仁 藤 俊	仁 藤 喜 内	山形市十日町2丁目3-35	同
うつぎ正紀後援会	宇津木 正 紀	宇津木 純 子	長井市花作町2番1号	同 1.14
岸 倫 一 郎 後 援 会	岸 三 郎 兵 衛	柴 田 佐 一	最上郡金山町大字金山323-1	同 1.15
吉田よしみ後援会	吉 田 芳 美	槇 敏 昭	西村山郡河北町谷地丙621の乙	同 1.16
おくやま勝吉後援会	黒 沢 太 市	奥 山 は る み	西置賜郡白鷹町大字鮎貝2325-3	同 1.22

ささはらとしかず後援会	笹原 俊一	丸川 貞俊	西置賜郡白鷹町大字畔藤2423番地の2	同
太田かつのり後援会	渡部 徳夫	和島 亨	米沢市桜木町3番62号	同 1.26
地域と子育て応援団（成沢かずね後援会）	成澤 和音	成澤 佳菜	米沢市窪田町窪田149-5	同 1.27
寿 倫 会	岸 倫一郎	石川 泰助	最上郡金山町大字金山323-1	同 1.29
柿崎たえ子を励ます会	柿崎 真一	柿崎 他人男	最上郡金山町大字朴山163	同 1.30
朴山野の会	柿崎 多栄子	柿崎 和子	最上郡金山町大字朴山163	同
大沢芳朋後援会	大沢 芳朋	大沢 美佐子	上山市金生西一丁目11-41	同 2.2
五十嵐智洋後援会	五十嵐 智洋	五十嵐 啓子	長井市幸町5番30号	同 2.6
今田浩徳後援会	今田 義徳	今田 秀俊	新庄市十日町4398	同 2.10
さとう君春後援会	安彦 義春	八 鍬 長一	最上郡大蔵村大字合海723番地	同
研 鑽 会	高橋 浩樹	星川 憲正	最上郡金山町大字金山455-2	同 2.12
高橋浩樹後援会	星川 憲正	高橋 幸美	最上郡金山町大字金山455-2	同
平しんすけ後援会	平 進介	遠藤 隆一	長井市勸進代389	同 2.16
鈴木さちひろ後援会	齋藤 儀一郎	井上 憲昭	東置賜郡川西町大字堀金1016番地	同 2.17
皆川まきこ後援会	皆川 真紀子	皆川 和男	米沢市大字笹野4665	同 2.20

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
あべ寿一後援会	阿部 寿一	西村 修	酒田市本町3丁目1-6	衆議院議員	平成 26.11.13
吉田大成と刷新の会	吉田 大成	佐々木 雄一郎	酒田市上安町1-1-22-1F	衆議院議員	同 11.27

3 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
吉田大成と刷新の会	吉田 大成	佐々木雄一郎	酒田市上安町1-1-22-1F	吉田 大成	衆議院議員	平成 26.11.27

山形県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成27年3月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党山形県柔道 整復師政治連盟支部	主たる事務所の所在地	山形市五日町15番10号 公益社団法人山形県柔 道整復師会会館内	山形市五日町15番10号 公益社団法人山形県接 骨師会会館内	平成 26. 11. 11
民主党山形県第1総支 部	代表者の氏名	原 田 和 広	近 藤 洋 介	同 11. 25
民主党山形県第3総支 部	代表者の氏名	吉 田 大 成	近 藤 洋 介	同
自由民主党山形県自動 車整備支部	代表者の氏名	鈴 木 吉 徳	鈴 木 重 行	同 12. 18
自由民主党山形県郵政 政治連盟支部	会計責任者の氏名	三 澤 良 美	沼 尻 明 男	同 12. 26
自由民主党山形県参議 院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地	山形市東原町3丁目10 -10 202号室	山形市鉄砲町2丁目17 -48	同 27. 1. 19
自由民主党山形県参議 院選挙区第三支部	主たる事務所の所在地	山形市香澄町三丁目2 番1号山交ビル8階	山形市鉄砲町二丁目17 番48号	同 1. 23

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
向 上 会	政治団体の名称	向 上 会	置 賜 向 上 会	平成 26. 4. 28
遠藤栄吉を育てる会	政治団体の名称	遠藤栄吉を育てる会	遠藤栄吉を育てる会	同 7. 22
のと淳一後援会	主たる事務所の所在地	村山市楯岡荒町一丁目 1-46	村山市大字土生田360	同 11. 4
	代表者の氏名	森 勇	永 岡 達 男	
遠藤なおゆき後援会	主たる事務所の所在地	東村山郡山辺町大字山 辺1046番地	東村山郡山辺町大字山 辺204番地	同 11. 5
新 寿 会	主たる事務所の所在地	酒田市東町一丁目9- 24	酒田市本町三丁目1- 6	同 11. 21
武田さとし後援会	会計責任者の氏名	齋 藤 和 喜	寺 岡 義 春	同 12. 1
山形県民社協会山形支 部	会計責任者の氏名	齋 藤 和 喜	寺 岡 義 春	同
加藤忠己後援会	代表者の氏名	国 分 孝 一	三 條 清 美	同 12. 5

新 寿 会	主たる事務所の所在地	酒田市本町三丁目1-6	酒田市東町一丁目9-24	同 12.17
山形県自動車整備政治連盟	代表者の氏名	鈴木吉徳	鈴木重行	同 12.18
梅津ようせい晴風会	会計責任者の氏名	古川義孝	佐々木雄一郎	同 12.22
遠藤敏信後援会	会計責任者の氏名	遠藤信子	伊藤美和	同 12.25
大沼みずほ後援会	主たる事務所の所在地	山形市東原町3丁目10-10 202号室	山形市鉄砲町2丁目17-48	同 27. 1.19
山形県民社協会新庄支部	代表者の氏名	笹原大輔	海藤十志彦	同 1.26
	会計責任者の氏名	丸山裕行	千坂浩之	
山形県歯科衛生士連盟	代表者の氏名	佐藤みどり	末廣かなえ	同 2. 2
公明党を励ます山形県民の会	会計責任者の氏名	小池淳史	大木三男	同 2. 4
天童未来・市民ネットワーク	政治団体の名称	天童未来・市民ネットワーク	グループ「天の風」	同
	代表者の氏名	吉田隆	志田泰久	
佐藤光義後援会	主たる事務所の所在地	上山市旭町2-9-32	上山市葉山4-21	同 2.13
小 新 会	代表者の氏名	佐藤敏春	佐藤秋雄	同 2.16
後藤源後援会	代表者の氏名	佐藤良吉	曾根伸良	同
あきば新一後援会	会計責任者の氏名	高橋正義	仲野力弥	同 2.17
秋葉征士後援会	代表者の氏名	瀬野利勝	工藤俊春	同
	会計責任者の氏名	工藤弘	高橋登	
中村圭介後援会	代表者の氏名	竹田貴之	鹿間貴之	同
おおやま正弘後援会	代表者の氏名	舟山積善	須藤智信	同 2.18
新庄市最上郡医師連盟	会計責任者の氏名	三條典男	佐藤明	同
菅原道雄後援会	代表者の氏名	菅原道雄	小松信彦	同
あったかい県政を支援する飯豊町の会	代表者の氏名	齋藤徹	横山五良右衛門	同 2.20
元気な長井を創る浅野としあき後援会	会計責任者の氏名	高橋徹	高橋徹	同 2.23

山形県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年3月24日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
みんなの党山形県山形市議会第1支部	諏訪洋子	平成26.11.28

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
川合たけし後援会	川崎才助	平成26.9.20
手塚敏行後援会	長沼繁義	平成26.11.11
石川ひろし後援会	大隅国昭	平成26.11.30
荒木さやか後援会	武田義雄	平成26.12.1
後援会◎庄内町	門脇恵	平成26.12.7
蒲生よしお後援会	工藤彦次郎	平成26.12.18
おおつ保信後援会	原富士雄	平成26.12.23
高橋勝文後援会	阿部政信	平成26.12.30
笹山一夫後援会	長谷川剛	平成26.12.31
三浦幸雄後援会	長谷川純一	平成26.12.31
明日の舟形町を考える会	野尻益夫	平成26.12.31
かもだ俊広後援会	鈴木保蔵	平成26.12.31
菅原のぶひろ後援会	柴田雄二	平成26.12.31

山形県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成27年3月24日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
渋 間 佳寿美	山形県議会議員	向上会	米沢市大字川井2362	渋 間 佳寿美	平成 26. 5. 1
我 妻 昇	長 井 市 長	清潔で責任ある市政をつくる会	長井市十日町1-8-3	我 妻 昇	同 10. 9
菊 池 大二郎	山形県議会議員	大二郎の会	村山市楯岡笛田一丁目15-50	菊 池 大二郎	同 11. 5
吉 田 大成	衆 議 院 議 員	吉田大成と刷新の会	酒田市上安町1-1-22-1 F	吉 田 大成	同 11.28
松 田 孝 男	山形市議会議員	松田たかお後援会	山形市寿町5番1号	松 田 孝 男	同 12.12
須 藤 和 幸	山形県議会議員	すとう和幸を支援する会	村山市河島乙124-1	須 藤 和 幸	同 27. 1.13
笹 原 俊 一	白鷹町議会議員	ささはらとしかず後援会	西置賜郡白鷹町大字畔藤2423番地の2	笹 原 俊 一	同 1.22
岸 倫一郎	山形県議会議員	寿倫会	最上郡金山町大字金山323-1	岸 倫一郎	同 1.29
柿 崎 多栄子	金山町議会議員	朴山野の会	最上郡金山町大字朴山163	柿 崎 多栄子	同 1.30
高 橋 浩 樹	金山町議会議員	研鑽会	最上郡金山町大字金山455-2	高 橋 浩 樹	同 2.12
牧 秀 樹	酒田市議会議員	まき秀樹後援会	酒田市若竹町1丁目13番24号	牧 秀 樹	同 2.24

山形県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成27年3月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		届出年月日
				新	旧	
阿部寿一	衆議院議員	新寿会	主たる事務所の所在地	酒田市東町一丁目9-24	酒田市本町三丁目1-6	平成 26.11.21
阿部寿一	衆議院議員	新寿会	主たる事務所の所在地	酒田市本町三丁目1-6	酒田市東町一丁目9-24	同 12.17
亀 瑞穂	参議院議員	大沼みずほ後援会	主たる事務所の所在地	山形市東原町3丁目10-10 202号室	山形市鉄砲町2丁目17-48	同 27. 1.19

山形県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成27年3月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定取消年月日
原田和広	山形市議会議員	原田和広を育てる会	山形市鈴川町2-3-1	原田和広	平成 26.11.21

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

第72条の2第1項中「第19条の2第2項」を「第19条の2第3項第1号」に改め、同項第1号中「条例第10条第1項の人事委員会規則で指定する職にある職員等」を「管理職員（条例第19条の2第1項に規定する管理職員をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に、「当該職員等」を「管理職員」に改め、同条第2項中「第19条の2第2項ただし書」を「第19条の2第3項第1号」に改める。

第72条の3を第72条の4とし、第72条の2の次に次の1条を加える。

第72条の3 条例第19条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる管理職員の占める職に係る別表第10に掲げる支給区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特1種 6,000円
- (2) 1種 5,000円
- (3) 2種及び3種（次号に掲げるものを除く。） 4,000円
- (4) 3種（教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が4級である職員の占める職に係るものに限る。）、特4種及び4種（次号に掲げるものを除く。） 3,000円
- (5) 4種（教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が3級である職員の占める職に係るものに限る。）、5種及び6種 2,000円

2 条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第78条第5項第1号中「100分の120」を「100分の140」に、「100分の160」を「100分の180」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第85条の3中「職員で」を「職員（再任用職員を除く。）で」に改める。

第93条の9第1項第1号中「公益的法人等派遣条例」を「再任用職員（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（以下この項において「採用」という。）に係る任期が満了した日を含む。）の翌日に採用をされた職員に限る。）又は公益的法人等派遣条例」に、「当該復帰」を「当該採用又は復帰」に改める。

第119条第3項第2号中「12,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「26,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「33,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「38,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「43,000円」に改め、同項第8号中「以上」を「以上2,000キロメートル未満」に、「45,000円」を「48,000円」に改め、同項に次の2号を加える。

- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 58,000円

第120条第3項第1号中「公益的法人等派遣条例」を「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日の採用に限る。）をされたこと又は公益的法人等派遣条例」に、「に伴い」を「（以下この項において「採用等」という。）に伴い」に、「復帰の」を「採用等の」に改め、同項第7号中「公益的法人等派遣条例第2条第1項に規定する派遣から職

務に復帰したことを「採用等」に、「復帰」を「採用等」に改める。
附則第19項中「第72条の3」を「第72条の4」に改める。

別表第7イの項の表2級の欄中

33	34
34	34
34	35
34	35
35	36
35	36
35	37
36	38
36	39
36	40
37	41
37	41
38	42
38	42
39	43
39	43
40	44
40	44
41	45

を

に改め、同表3級の欄中

59
59
59
59
60

を

58
59
59
59
59

に改め、同表4級の欄中

59
59
59

を

58
58
59

に改め、同表5級の欄中

69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77

を

68

51
51
51
51
52

50
50
50
50
50

30
30
30
31
31
31
32
32
32
32

68
68
69
69
69
69
69
69
70
70
70
71
72
73
74
75

に改め、同表6級の欄中

52
52
52
53
53
53
53
54
54
55

を

50
51
51
51
51
51
51
51
51
51
51
51
52
52
52
52
52
53

に改め、同表7級の欄中

33
33
33
33
34
34
34
34
34
35
35
35
35
35
36
36
36
36
37

を

29
30
30
30
30
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32

に改め、同表8級の欄中

29
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
32
32
32
32
33

を

28
29
29
29
29
29
29
30
30
30
30
30
31
31
31
31
31

に改め、同表9級の欄中

14
14
14
14
14
15
15
15
15
15
16
16
16
16
16
17

を

32
32
32
32
32
33
33
34
34
35

13
14
14
14
14
14
15
15
15
15
15
16
16

に改め、同別表ロの項の表3級の欄中

90
91
92
93
93
94
94
95
95
96

を

89
90
90
91
91
92
92
93
94
95

に、

106
106
107
107
108
108
109
109
109
110
110
110
110
111
111

を

105
106
106
106
106
107
107
107
107
108
108
108
108
109
109
110
110

に改め、同表4級の欄中

94
95
96
97
98
99
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
101
101
101
101
101
101
101
101
101

を

93
94
94
95
95
96
96
96
96
96
96
96
96
96
96
96
97
97
97
97
97
97
97
97
98
99
100

に改め、同表5級の欄中

69
69
69
69
69
69
70
70
70
70
70
70
70
71
71
71

を

68
68
68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69
69

に改め、

102

100

69
69
70
70
71
71
72
72
73
74
75
76
77
78
79
80

68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83

同表 6 級の欄中

を

に改め、同表 7 級の欄中

53
53
53
53
54
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
57

を

52
52
52
52
52
52
53
53
53
53
53
53
53
53
53
53
53
53
53
53
53
53
54
54
54
55
55
55

に改め、同表 8

42
43
44
45
46
47
48
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53

41
42
42
43
43
44
44
44
44
44
44
44
44
44
45
45
45
45
45
45
45
45

級の欄中

を

に改め、同表 9 級の欄中

31
31
31
31
31
32
32
32
32
32
33
33
33
34
34

を

30
30
31
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32

に改め、同別表ハの項

53
53

45
45
45
45
46
46
46
47
47
47

35

32

の表2級の欄中

14
15
16
17
17
17
18
18
18
19
19
19
20

を

13
14
14
15
15
16
16
17
17
18
18
19
19

に、

26
26
26
27
27
27
28
28
28
28
29

を

25
26
26
26
26
26
27
27
27
27
28

に改め、同表3級の欄中

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35

を

21
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33

に改め、同表4級の欄中

38
38
38
38
39
39
39
39
40
40
40
40
40
40
41
41
41
41
42
42
42
42
42
42

を

37
38
38
38
38
38
38
39
39
39
39
39
39
40
40
40
40
41
41
41
41
41
41

に改め、同表5級の欄中

35
36
36
37
37
38
38
39

33
34
34
35
35
36
36
37

43
43
43
43
43
44

42
42
42
43
43
43

47
47
47
48
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
52
53

を

46
46
47
47
47
47
47
48
48
48
48
48
49
49
49
49

に改め、同別表二の項の表2級の欄中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
38
39

に、

58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62
62
63
63
63
63
64
64
64
64
65

57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
63
63
63

58
58
58
58
59
59
59
59
59
60
60
60

57
57
57
57
57
57
57
57
58
58
58
58

65
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
68
68
69

を

63
63
64
64
64
64
64
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
68
68

に改め、同表3級の欄中

60
61
61
61
61
62
62
63

を

58
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59
59
59
59
59
59
59
60
60
60

に改め、同表4級の欄中

26
27
28
29
30
31
32
33
33
34
34
35

を

25
26
26
27
27
27
28
28
29
29
30
30
31

に改め、同別表ホの項の表2級の欄中

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55
56

を

45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
54
55

に、

66
66
66
66
67
67
67
67
68
68
68
68
69
69
69
69
70
70
70
70
71
71
71
71
72

を

65
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
68
67
67
68
68
68
68
69
68
68
68
69
69
69
70
70
70
70
71
70
71
71
71

に改め、同表特2級の欄中

91
91
92
92
93
93
94
94
95
95
96
96
97
98
99
100

を

90
90
91
91
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93
93
94
94

に改め、同表3級の欄中

75
75
75
75
76
76
76
76
77
77
77
77
78
78

を

74
74
74
74
74
74
74
74
75
75
75
75
75
75

に改め、同表4級の欄中

21
21
21
22
22
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27

を

20
20
21
21
21
21
21
21
22
22
22
22
22
23
23
23

に改め、同表中

149		101	79	
-----	--	-----	----	--

を

149		94	75	
150		94	75	
151		95	75	
152		95	75	
153		95	75	
154		96	75	
155		96	75	

に改め、同別表へ

156		96	76	
157		97	76	

の項の表2級の欄中

22
23
24
25
25
26
26
27
27
28

を

21
22
22
23
23
24
24
25
26
27

に、

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48

を

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に、

62
62
62
63
63
64
64
64
64
65

を

61
62
62
62
62
62
63
63
63
63
64

に改め、同表3級の欄中

41
41
41
41
42
42
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
45

を

40
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42
43
43
43
43

に改め、同表4級の欄中

44
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49

を

43
44
44
44
44
44
45
45
45
45
45
46
46
46
46
47
47

に改め、

27
27
28
28
29

26
26
27
27
27

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

同表5級の欄中

29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33

を

28
28
28
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31

に改め、同別表子の項の表2級の欄中

40
41
41
41
41
42
42
42
42
42
43
43
43
43
44
44
44
44
45
45
46
46
46
47

を

40
41
41
41
42
42
43
43
44
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49

に

改め、同表4級の欄中

75
75
75
75
75
75
75
75
75

を

74
74
74
74
74
74
74
74
74

に改め、同表5級の欄中

49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
51
51
51
51
51
51
52

を

48
49
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
50
50
51
51
51
51

に改め、

同表6級の欄中

43
43
44
44
45
45
46
46
47

を

42
43
43
43
43
43
44
44
44
44

に改め、同表7級の欄中

26
26
26
26
27
27
27
27
27
28
28
28
28
28
29

を

25
25
25
26
26
26
26
26
26
27
27
27
27
27

に改め、同別表

29
29
30
30
31

27
27
28
28
28

86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
94
94
94
94
94
95
95
95
95
95
96
96
96
96
97
97
97
98
98
98

85
86
86
86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
92
92
92
92
92
93
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
95
96
96
96

86
86
86
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
92
92
92
92
92
93
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95

85
86
86
86
86
86
87
87
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
90
90
90
90
90
91
91
91
91
91
92
92
92
92
92
93
93
93
93
93
94
94
94
94
93
93
93

リの項の表2級の欄中

を

に改め、同表3級の欄中

を

に改め、

99	96
99	96
99	97

42	41
42	41
42	41
42	42
43	42
43	42
43	42
43	42
44	42
44	43
44	43
44	43
45	43
45	43
45	43
46	44
46	44
47	44

同表6級の欄中

を

に改める。

別表第9の2イの項の表中 「 6,600円 」 を

「 6,700円 」 に、「 10,600円 」 を

「 10,700円 」 に、「 12,700円 」 を

「 12,800円 」 に改め、同別表ハの項の表中

7,000円	を	「 7,200円 」	に改め、同別
8,600円		「 8,700円 」	
10,600円		「 10,700円 」	

表ニの項の表中 「 13,100円 」 を

「 13,200円 」 に改め、同別表への項の表中

「 9,300円 」 を 「 9,400円 」 に、

「 14,500円 」 を 「 14,600円 」 に改め、同別

表チの項の表中 「 6,200円 」 を

「 6,400円 」 に、「 9,100円 」 を

「 9,200円 」 に、「 10,500円 」 を

「10,600円」に改め、同別表リの項の表中
 「9,400円」を「9,500円」に、
 「10,000円」を「10,100円」に、
 「11,600円」を「11,700円」に改める。

別表第12の2中「5級地」を「6級地」に、「6級地」を「5級地」に、「4級地」を「5級地」に改める。

別表第15の2イの項の表中

6,400	7,300
6,500	7,300

 を

6,400	7,300
6,500	7,300

 に、

「149号給」を

149号給から	152号給まで	7,100
153号給から	156号給まで	7,100
157号給		7,100

 に改め、同別表ロ

項の表中

5,000	7,100
5,100	7,100

 を

5,000	7,100
5,100	7,100

 に改める。

別表第18を次のように改める。

別表第18

所在地	公署
鶴岡市荒沢字狩籠145	庄内総合支庁建設部荒沢ダム管理課
鶴岡市羽黒町手向字手向179-1	鶴岡市立羽黒第一小学校
鶴岡市東荒屋字竹の内212	鶴岡市立榎引南小学校
鶴岡市大網字興屋38-6	鶴岡市立大網小学校
鶴岡市鼠ヶ関字横路497-2	鶴岡市立鼠ヶ関小学校
鶴岡市木野俣字不動滝11-1	鶴岡市立福栄小学校
鶴岡市山五十川字山崎1	鶴岡市立山戸小学校
鶴岡市下名川字落合2	鶴岡市立あさひ小学校
鶴岡市本郷字笹目50	鶴岡市立朝日中学校
鶴岡市大岩川字黒岩35	鶴岡市立温海中学校
酒田市田沢字小平34-2	酒田市立田沢小学校
東田川郡庄内町肝煎字家ノ前14-1	庄内警察署立谷沢駐在所
鶴岡市羽黒町手向字手向203-1	鶴岡警察署手向駐在所
鶴岡市下名川落合225-2	鶴岡警察署あさひ駐在所
鶴岡市山五十川字木ノ下585-5	鶴岡警察署山戸駐在所
鶴岡市鼠ヶ関字興屋132-1	鶴岡警察署鼠ヶ関駐在所

別記様式第3号の3中	を	「勤務の具体的内容」	に改め、同様式の注書第1項
		()	
		()	
		()	

中「休日、勤務を要しない日」を「勤務を要しない日等、勤務を要しない日等以外の日」に改め、同注書第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 「勤務の具体的内容」欄の（ ）には、条例第19条の2の第1項の勤務、第2項の勤務の区分を記入すること。
別記様式第9号（裏面）の記入上の注意第7項中「者又は」を「者、再任用職員又は」に、「適用」を「適用」、「採用」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（給料の調整額に関する特例）

- 2 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年12月県条例第95号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する第62条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額100分の25」とあるのは、「給料月額と山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年12月県条例第95号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額の100分の25」とする。

（条例第12条の2の規定による地域手当の支給割合）

- 3 平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えられた山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）第12条の2第2項各号に規定する人事委員会規則で定める割合は、附則別表の支給地域の欄に掲げる地域の区分に応じて、支給割合の欄に掲げる割合のとおりとする。

（条例第12条の3の規定による地域手当の支給割合）

- 4 平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えられた条例第12条の3に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の15とする。

（条例第12条の7第2項の規定による単身赴任手当の月額）

- 5 平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えられた条例第12条の7第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、26,000円とする。

（寒冷地手当に関する経過措置）

- 6 平成26年改正条例附則第19項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 給料表の適用を受けない山形県職員
- (2) 国及び他の地方公共団体の公務員
- (3) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者
- (4) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の職員
- (5) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- (6) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人の職員
- (7) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員

附則別表

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の18
大阪府大阪市	100分の15
東京都府中市 愛知県名古屋	100分の13
奈良県奈良市	100分の10
宮城県仙台市	100分の6
宮城県多賀城市	100分の5

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

附則第6項中「とする」を「及び新事務棟とする」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第2条中第4号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 平成26年改正条例 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年12月県条例第95号）をいう。

第4条第1項中「100分の99.59」を「100分の98.49」に、「100分の99.83」を「100分の98.73」に、「額」を「額」。以下この項において「当該各号に定める額」という。）に、「には」を「のうち、その者の受ける給料月額とその者に平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により支給される給料の額（人事委員会の定める職員にあっては、その者の受ける給料月額と人事委員会の定める額の差額に相当する額）との合計額が当該各号に定める額に達しないこととなるものには」に改める。

第5条第1項中「100分の99.59」を「100分の98.49」に、「100分の99.83」を「100分の98.73」に、「額」を「額」。以下「施行日の前日において受けることとなる給料月額」という。）に、「には」を「のうち、その者の受ける給料月額とその者に平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により支給される給料の額（前条第1項に規定する人事委員会の定める職員にあっては、その者の受ける給料月額と同項各号列記以外の部分に規定する人事委員会の定める額の差額に相当する額）との合計額が施行日の前日において受けることとなる給料月額に達しないこととなるものには」に改める。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則5-36（平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料）をここに公布する。

平成27年3月24日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-36（平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料）

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年12月県条例第95号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるもの

とする。

（平成26年改正条例附則第8項の人事委員会規則で定める職員等）

第2条 平成26年改正条例附則第8項の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続。以下「規則5-1」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。以下同じ。）をした職員
- (2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる期間（以下「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（規則5-1第48条、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第8条、公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第6条、山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）第9条又は山形県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月県条例第71号）第9条の規定による号給の調整をいう。以下同じ。）をされたもの
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - ロ 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間
 - ハ 法第28条第2項、職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）第2条又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例（昭和31年9月県条例第61号）第2条若しくは第6条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により休職にされていた期間
 - ニ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ホ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - ヘ 公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣されていた期間
 - ト 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - チ 負傷若しくは疾病による休暇又は職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）第9条の2第1項若しくは山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号。以下「県立学校職員勤務時間等条例」という。）第16条の2第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第2条において準用する場合を含む。）の規定による介護休暇の承認を受けていた期間
 - リ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間
- (4) 切替日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）を開始し、又は終了した職員
- (5) 切替日の前日において山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）別表第4の教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が2級又は特2級である職員であつて、切替日以降に条例別表第4の教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が3級であるもの
- (6) 切替日以降に再任用職員異動（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第2条第1項から第3項までの規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。以下同じ。）をした職員
- (7) 切替日以降に人事委員会の承認を得て号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成26年改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（以下「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成26年改正条例附則第8項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。以下同じ。）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成26年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第8号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - (2) 降格をした場合（第8号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
 - (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第8号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - (4) 切替日の前日において条例別表第4の教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が2級である職員が、切替日以降に条例別表第4の教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が3級である場合切替日の前日において受けていた給料月額及び同日において山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年12月県条例第48号）第2条第2号に規定する教育職員であるとしたならば同条例第3条の規定により受けることとなる教職調整額の合計額に相当する額
 - (5) 切替日の前日において条例別表第4の教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が特2級である職員が、切替日以降に条例別表第4の教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が3級である場合切替日の前日に特2級から3級に昇格したものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 - (6) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成26年改正条例第2条の規定による改正前の条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1から別表第6までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（ロにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第17条（育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は育児休業条例第19条（育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第3条第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。）切替前給料表による給料月額
 - (7) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の条例別表第1から別表第6までの給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（ロにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
 - ロ 当該再任用職員異動後において法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、職員の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (8) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成26年改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。
- （平成26年改正条例附則第10項の規定による給料の支給）
- 第4条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない山形県職員、国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事

交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であって、切替日以降に平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成26年改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして同条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成26年改正条例附則第9項の規定による給料の額に相当する額を、平成26年改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第5条 平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第6条 平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第1号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「酒田水道事務所」を「鶴岡電気水道事務所及び酒田水道事務所」に改め、同条第3項中「酒田水道事務所」を「鶴岡電気水道事務所又は酒田水道事務所」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

山形県企業告示第1号

山形県駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）第8条第2項の規定により、山形県営駐車場の出入口の閉鎖時間を次のとおり承認した。

平成27年3月24日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

- 1 出入口の閉鎖時間
午後10時30分から翌日の午前7時まで
- 2 適用期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県企業告示第2号

山形県駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）第10条第2項の規定により、山形県営駐車場の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月24日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

1 利用料金

区 分		料 金
一般の利用者		250円に1時間を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）を加算した額
図書館等を利用する者	図書館等又は県が主催する講座及び研修（生涯学習に関するものに限る。）の参加者	講座及び研修に要した時間（当該時間が4時間を超える場合は、4時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）
	上記以外の者	図書館等の利用に要した時間（当該時間が2時間を超える場合は、2時間とする。）を超える時間30分までごとに100円（利用の時間が午後10時を超える場合にあつては、午後9時30分から翌日の午前8時までの利用1回につき500円）

備考 この表において「図書館等」とは、山形県立図書館、山形県生涯学習センター及び山形県男女共同参画センターをいう。

2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があつた。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成27年7月24日まで縦覧に供する。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ寒河江プラザ店
寒河江市大字寒河江字横道65番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
代表取締役 野中正人

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）147台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）40台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ロ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）268.26平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）224.93平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ハ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 90.77立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 50.3立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマザワ	午前9時	翌日の午前0時
株式会社ヤマザワ薬品		
株式会社フラワーワークス鳴子		
有限会社梅の家		
株式会社丹野園茶舗		
株式会社タツミヤ		
株式会社しまむら	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマザワ	午前9時	翌日の午前0時
株式会社ヤマザワ薬品		
株式会社しまむら	午前10時	午後9時
未定	午前9時	翌日の午前0時

ロ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

4 変更年月日

平成27年10月21日

5 届出年月日

平成27年2月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年7月24日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成27年7月24日まで縦覧に供する。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山交ビル

山形市香澄町三丁目2番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ コ ー	山形市鉄砲町二丁目13番18号	武 田 吉 則

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ コ ー	山形市鉄砲町二丁目13番18号	平 井 康 博

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板 垣 宮 雄
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 進
株 式 会 社 志 鎌 園	山形市流通センター二丁目5番4号	志 鎌 秀 人
株 式 会 社 十 一 屋	山形市七日町一丁目4番32号	松 倉 公 一
有 限 会 社 ア キ バ 園	山形市やよい二丁目4番5号	秋 葉 匡
有 限 会 社 三 浦 屋	山形市小姓町7番18号	三 浦 日 出 男
株 式 会 社 日 進	山形市桜町4番12号	佐 々 木 吉 嗣
株 式 会 社 セ リ ア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 宏 光
株 式 会 社 ア ニ メ イ ト	東京都豊島区東池袋三丁目2番1号	高 橋 豊
馬 渕 株 式 会 社	宮城県仙台市若林区御町二丁目7番5号	馬 渕 耕 一

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	板垣宮雄
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目8番9号	山澤廣
株式会社志鎌園	山形市流通センター二丁目5番4号	志鎌秀人
株式会社十一屋	山形市七日町一丁目4番32号	松倉公一
有限会社アキバ園	山形市やよい二丁目4番5号	秋葉匡
株式会社日進	山形市桜町4番12号	佐々木吉嗣
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	河合映治
株式会社アニメイト	東京都豊島区東池袋三丁目2番1号	阪下實
馬淵株式会社	宮城県仙台市若林区卸町二丁目7番地の5	馬淵佑子
株式会社ヤマコー	山形市鉄砲町二丁目13番18号	平井康博
株式会社仙台三越	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号	渡辺憲一
有限会社布施弥七京染店	山形市若葉町4番6号	布施将光

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成24年3月28日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成25年3月11日

ロ 株式会社セリアに係るもの 平成26年6月24日

ハ 株式会社アニメイトに係るもの 平成24年1月23日

ニ 馬淵株式会社に係るもの

(イ) 代表者の氏名に係るもの 平成24年6月14日

(ロ) 住所に係るもの 平成27年3月2日

ホ 株式会社ヤマコーに係るもの 平成22年9月11日

ヘ 株式会社仙台三越に係るもの 平成26年3月16日

ト 有限会社布施弥七京染店に係るもの 平成26年7月4日

4 届出年月日

平成27年3月2日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年7月24日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により定めた河川整備計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更した河川整備計画の名称
一級河川最上川水系村山圏域河川整備計画（知事管理区間）及び一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）
- 2 縦覧の場所
 - (1) 一級河川最上川水系村山圏域河川整備計画（知事管理区間）
県土整備部河川課並びに村山総合支庁建設部河川砂防課、西村山河川砂防課及び北村山河川砂防課並びに山形市河川道路整備課、寒河江市建設管理課、上山市建設課、村山市建設課、天童市建設課、東根市建設課、尾花沢市建設課、山辺町建設課、中山町建設課、河北町都市整備課、西川町建設水道課、大江町建設水道課及び大石田町建設課
 - (2) 一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）
県土整備部河川課並びに置賜総合支庁建設部河川砂防課及び西置賜河川砂防課並びに米沢市建設課、長井市建設課、南陽市建設課、高畠町建設課、川西町地域整備課、白鷹町建設水道課及び飯豊町地域整備課

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要		
					収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者		収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者
県営城南アパート1号	鶴岡市城南町9-34	住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 62.6 平方メートル	1	一般用	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400	3月分の家賃に相当する額
同川南アパート1号	酒田市若宮町二丁目1-1	2DK	3	同	15,400	17,800	20,400	23,000	26,300	30,300	
同2号	同1-2	同	2	同	15,600	18,000	20,500	23,200	26,500	30,600	
同川南住宅3号	同1-3	同	1	同	16,400	18,900	21,600	24,400	27,900	32,100	
同こがねアパート2号	同こがね町一丁目21-11	4DK	1	同	19,800	22,900	26,100	29,500	33,700	38,900	
同東泉アパート1号	同東泉町四丁目15-21	3DK	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同鳥海アパート3号	同富士見町三丁目2-118	同	1	同	23,900	27,600	31,500	35,600	40,600	46,900	
同余目アパート	東田川郡庄内町余目字大塚93-1	同	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同狩川アパート	同狩川字山居22	同	2	同	12,800	14,800	16,900	19,100	21,800	25,100	
同遊佐アパート	鮎海郡遊佐町遊佐字田子10-2	同	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年4月6日から同月10日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年4月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 庄内事務所

5 入居の時期 平成27年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、凍結防止剤散布車兼用除雪トラックの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成27年5月8日（金） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 凍結防止剤散布車兼用除雪トラック 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年11月30日（月）
- (4) 納入場所 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 山形空港
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年4月16日（木）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Snow Removing Truck With Material Spreader
Quantity: 1

(2) Time limit for tender: 10:00 A.M. May 8, 2015

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2720

平成27年 3月24日印刷
平成27年 3月24日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056